

令和元年度第2回教育委員会臨時会 会議録

◇ **開催年月日** 令和2年3月7日（土） 16時00分開会
17時40分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小倉 洋一	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	森崎 浩文	美術館副館長	久保田 稔
学務課長	辻 慎一郎	保健体育課主幹	竹之下 浩徳
青少年課長	楠原 豊		

◇ **書記**

総務課主幹	堀田 竜也	総務課主査	梅山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 臨第2号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 臨第3号議案 鹿児島市立高等学校の教職員の任免の件
 - 臨第4号議案 鹿児島市立小学校及び中学校の校長の任免についての内申の件
 - 臨第5号議案 鹿児島市立黒神中学校の休校の件
 - 臨第6号議案 教師の勤務時間の上限に関する指針（鹿児島市版）の策定に関する件
 - 臨第7号議案 鹿児島市立学校における業務改善アクションプランの策定に関する件
 - 臨第8号議案 学校の部活動等の方針の策定に関する件
 - 臨第9号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱の件
- 6 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について
 - (2) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について
 - (3) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和元年度第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
本日の会議録署名は、小栗委員と私が行います。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてお諮りします。

臨第2号議案から4号議案及び9号議案は、人事・人選に係る案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っております。なお、臨第2号議案から4号議案については関係部課長のみの出席としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

教育長 それでは、議案審査前でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関連しての報告を先にさせていただきます。別紙の、報告事項(1)につきまして、大脇部長、説明をお願いいたします。

事務局(教育部長) はい、お手元の報告事項関係資料(1)をご覧ください。「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」ご説明いたします。2月27日に総理大臣が、小中高等学校及び特別支援学校における全校一斉の臨時休業を要請すると方針を表明され、28日に国、県からの通知がございました。各教育委員の方々にもご連絡いたしまして、本市といたしましても、子ども達の健康・安全を第一に考え、鹿児島市立学校では、当面、3月2日の午後から25日までの期間、臨時休業を行うことといたしまして、学校へは2月28日に通知いたしました。期間等についてですが、今申し上げたとおり、本市は当面、3月2日の午後から3月25日までと休業期間を定めておりますけれども、状況の変化によっては変更が生じることがありますという形で周知しているところであります。ちなみに鹿児島県立学校は、当面、3月2日から15日、県内

他市、九州の主な都市の状況については、2枚目の別紙1をご覧ください。九州の主要都市の臨時休業の状況について、まとめているところでもありますけれども、福岡市、長崎市、熊本市、北九州市、久留米市、別府市など、3月24日、25日までとする本市と同等の設定をしているところが多い状況です。県内では本市の他に、日置市、いちき串木野市、本市を合わせて3市が3月25日まで、他は3月15日までという期日の設定になっているところでもあります。状況の変化に応じての期限の検討が求められるところでもあります。2番目の「当面の対応について」でございますが、周知を行った上で3月1日に連絡文等を発出しております。別紙の2という形で、臨時休業における当面の対応について、教育委員会から連絡文を発出しているところでもあります。その中で高校入試への対応でありますとか、学校行事、教育課程、そして児童生徒への指導というところで連絡をしたところでもあります。その主な内容について、ご説明いたします。まず、当面の対応について、教育課程ですけれども、臨時休業になったことで履修できなかった内容などが出てきております。中学校3年においては、ほぼ学習内容は終了しているところではありますけれども、他学年におきましては、家庭学習での取り組み、また新年度に指導する内容など精査した上で、必要な措置を講じる必要があります。「(2) 中学校3年生、受験生への対応」につきましましては、自習でありますとか進路相談等登校を認め、個別に対応したところでもあります。高校入試は、3月5日、6日に実施されましたが、面接を除いて実施されたところでもあります。合格発表は13日の予定であります。校外での掲示等は避け、ネット等で行うという形で通知をしているところでもあります。「(3) 障害のある児童生徒への対応」ということですが、療育施設等の利用を促すとともに、そういったサービスを受けられない状況の子供がいましたら、学校でも対応することといたしております。3月5日時点では、小学校3校8人、中学校2校5人の学校での受け入れがあったところでもあります。また、「(4) 自宅で過ごすことが困難な児童への対応」についても、児童クラブでの受け入れが困難な場合、保護者が仕事等で留守、また周りに面倒を見ることができる親戚等がないという小学校低学年の児童に対して対応することといたしました。3月5日時点では、小学校6校において10人の対応があったところでもあります。また、「(5) 卒業式、修了式等の学校行事への対応」ですが、市立高校は3月2日に卒業生、保護者、教職員等に参加者を制限いたしまして感染予防対策を徹底して実施したところでもあります。12日に予定しております中学校、24日に予定しております小学校については、同様に実施の方向で連絡したところがございます。修了式等については、今後の状況を見て判断するとしております。「(6) 休業中の児童生徒への学習指導・生活指導等」については、学習プリントの配布でありますとか、電話連絡、家庭訪問などを行うとともに、学校のホームページや保護者への安心メールなどの媒体を通して、いろんな連絡ができるように取り組んでいるところでもあります。その他、校長会でありますとか、市のPTA連合会とも情報収集、連携を行いながら取り組んでいるところでもあります。また、警察署やコミュニティ協議会等へ

も臨時休業に伴う子ども達の見守りについての協力要請を行ったところであり
ます。また、児童クラブ等との連携ということでは、今後の状況に応じて教職
員の補助でありますとか、学校施設の活用ということについては、要請があつた
場合、対応可能とするという状況を整えているところでもあります。対応の現状
については、以上です。

教育長 　ただ今の報告につきまして、委員の皆さんから何か、お尋ねになりたいこと
がありましたら、ご質問いただければと思います。

教育長 　どうぞ、津曲委員。

委員 　高校の場合、出席日数とかに支障がありますか。進級とか。

事務局（教育部長） 　出席日数については、授業日数に換算しないという形で対応する
ようにし、卒業や進級に支障が生じないように配慮いたします。

委員 　はい、分かりました。ありがとうございます。

教育長 　他、よろしかったでしょうか。どうぞ、小栗委員。

委員 　先生方は、基本的には出勤されて業務されているのでしょうか。

事務局（教育部長） 　はい、平常どおりの勤務ということでもありますけれども、体調が
悪い場合は無理をなさらないでいただきたいということと、今般の休業に係る
ことでの対応が必要な場合は、また、相談していただきたいということで、休
暇を認める方向で指示を出しているところでもあります。

教育長 　もう少し具体的に言いますと、子育て中の親御さんである先生方もおられる
ので、これは特別休暇措置をするということも通知で述べられておりますので、
それを利用されている教職員も実際におられます。

委員 　3月25日までということですがけれども、仮に4月以降にかかった場合に、
どういうふうに対応するかとか、検討しているのかということと、例えば、学
習塾は自習室を開放して、みんな勉強に来ていますし、ネット配信で学力維持
はなんら問題なく出来ていますが、そういう人たちは学力を維持できなが
ら、通常の公立学校に通っている子たちは何もしないというのはどうなのか
なと思うんですけれども。そういった面での、万が一、4月以降にずれ込んだ
場合に、ネット配信とか、今、何か考えていますか。

事務局（教育部長） 　委員がおっしゃったとおり、この期日設定ということは春休みま
でそのまま繋がっていく形でもありますし、入学式が実施できるかどうか、そ
ういうことも含めまして、まだ、状況の変化によるというところでありまして、
未定のところでもあります。そういった状況の中で子ども達の学力の保障をどう
いう形で行っていくかということについては、例えば、県の総合教育センター
がホームページ上で学習の教材を提供したりとか、学習情報センターでも、そ
ういった指導コンテンツを示しているところではありますが、そういったインタ
ーネットを活用しての取組ということもあります。学校においては、補助教材
のプリントなどを休業に入る前の土日を使って準備をして、子ども達に指示を
して、また、追加の指示等については、電話連絡でありますとか、プリント等
を配布したり、そういった手段を講じながら、追加の連絡を行っているところ
でもあります。ただ、委員がおっしゃったとおり、未履修に当たる部分も今後出

てくる場合も想定されておりますので、その対応については、今後また検討していく必要があると考えているところであります。

教育長 ネット環境状況を生かして、まだ、そういう一律の情報提供が出来ていない状況があります。義務教育でありますので、県教委とも連携しながら、委員がおっしゃったように、特に学校をまたがって、小6から中1という進学という部分については、県全体で考えていかなければならない課題だと思っております。

委員 このように長期に渡って授業が出来ないというケースは稀だと思いますが、今回、プリントを用意するということですが、期間が短いなど思ったのですが、そのあたりの先生方の受け止め方はどうだったのかというのが一つ、あと、この先どうするのかということと関連するんですけども、プリントって一方通行じゃないですか。子ども達にとって。例えば、それを添削するとか、休みが長期になるのであれば、先生方には負担になるかもしれませんが、今、授業もない状況なので、実施するかどうかは別としても、ただプリントを投げるだけではなくて、もう少し双方向になるように工夫する、そういった対応も可能なのかなと思います。その2点についてお答えいただけますか。

事務局（教育部長） この休業に入るにあたっての準備については、学校において、直前の土曜、日曜などで、会議等行う場合は、振替の対応とするということで、緊急に行ったところでありましてけれども、学校が非常にバタバタしたということは事実です。2日の午前中までということで、いろんな準備等を行って進めたところでありまして。あと、与えた課題の添削等については、これは必要なことだと考えているところであります。どう対応していくかということは、まだ、修了式の実施等についても未定という段階でありますので、そういった状況も踏まえながら決めていきたいと考えております。

教育長 学校それなりのアイデアを持っているようですので、私どもだけで悩むのではなくて、学校の知恵や県の情報も含めて、なるべくそういった形で、子供たちが学習に対して自信を持って進級できるように我々も責任を持って、また、次の年度もあるので、そういった事も見据えながら、その情報の吸い上げと共有と、また県との連携ということで、少しでも安心して進級できるように、あるいは、先が見えるような形で、情報交換していきたいと思っております。

委員 教育委員会に情報が集まってくるじゃないですか。それに対して学校というのは、校長会等では連絡がいくかと思えますけど、個々の先生方に情報が行き渡ることが大事になってくるかと思えますので、この学校ではこういう工夫しているよだとか、そういったものをフィードバックするような形で是非、やっていただきたい。

教育長 私どもの通知の中では、学校規模によった配慮と、横の地域内の連携を横軸としながら、その学校に合った中で、また、学習課程、教育課程の場合は、特に共通しなければならないことだと思っておりますので、充分、配慮して行っていきたいと思っております。

委員 今回のコロナ感染症に対する対応策というのは、国レベルで見た時には、人の命にいちばん重きを置いたということだと思いますが、そういう側面を見た時に、例えば、今、休校になって、かつ、経済界も低迷しているとなると、非正規雇用で、母子家庭で、というような、また、虐待まではいかなくても、ネグレクトであったり、そういうグレー事案にあるようなお子さんというのがおそらく存在すると思います。そういうお子さん方が、今、この時間にどういう状況に陥るのかなというのが懸念されるかなと思います。コロナにかかって亡くなることはなくても、一方でそういうことが起きたら、それは何のためにやったのというふうに問われる可能性があるので、なんとなくグレーなご家庭というのは、学校も把握していると思うので、連絡等取ったり、そのお子さんがしっかりご飯を食われているのか、というのをチェックしていただけたほうが良いのではないかと思います。

教育長 学校には色々な状況の子ども達がおりますので、その子たちが宙に浮かないように、今の委員のお話は青少年課等に伝えて、確認をしっかりとさせていただきます。と思っています。

教育長 今後、教育委員会の方針等が定まりましたら、委員の皆さんにも状況を含めて、随時連絡させていただきますのでよろしくお願いします。また、ご意見等ございましたら、その内容をいただければと思っています。

教育長 ご意見、他にも、いろいろあるかと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なしの声)

教育長 ありがとうございます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 議案

臨第2号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

臨第3号議案 鹿児島市立高等学校の教職員の任免の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

臨第4号議案 鹿児島市立小学校及び中学校の校長の任免についての内申の件

原案可決

【本議案は非公開】

臨第9号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

臨第5号議案 鹿児島市立黒神中学校の休校の件

原案可決

教育長 次に、臨第5号議案につきまして、辻学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） それでは、議案綴りの4ページをご覧ください。臨第5号議案「鹿児島市立黒神中学校の休校の件」についてご説明いたします。この件につきましては、1月の定例教育委員会で情報提供させていただきました内容に関してでございます。鹿児島市立黒神中学校には、現在2人の生徒が在籍しておりますが、そのうち一人が本年3月卒業し、残る一人は保護者の希望により新学年度から転校することになりました。また、本年4月に入学予定の一人の生徒につきましても、保護者の希望により他校へ進学することになりました。従って、令和2年4月1日から同中学校の在籍生徒が皆無となるため、休校とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、決定していただきますようお願いいたします。

教育長 ただ今の説明につきまして、委員の皆様から、何かご質疑ございますでしょうか。

委員 異議はありませんが、皆無になったところで休校ということなんですが、休校と廃校とは違うと思うんですが、これは、また、人が増えてくれば、また復校するということを指すのでしょうか。それとも、今後のことを考えて、いわゆる廃校と言いますか、あるいは、統合と言うのでしょうか。そういった道に進まれるのか、方針だけでも教えていただけますでしょうか。

教育長 今の委員の質問に、ご説明をお願いします。

事務局（学務課長） 現状では、休校ということでありまして、今後につきましては、県内を見ましても休校した学校は、小学校9校、中学校7校ありますが、生徒がいなくなって、休校になって、再開して、休校になって、再開してという学校もございますし、しばらく空いて再校した、という学校もありますし、様々なケースがあると思いますので、また、今後、状況を見て、適切に判断していくことになるかと考えています。

教育長 今、本市では、桜島の高免小が休校になって、26、7年経ちますが。地域の方々も廃校というのは、相当な部分がありますので、休校で可能性を残しながら。とはいえ、それだけ二十数年いなくても、行政としても、一定の年

数が過ぎたら、臆せず廃校を提案していかなければならないかな、というのが課題かとは思いますが。委員の請求に対しては、当然、休校ですので、生徒さんが来年度でも希望があれば、すぐ学校を開くというスタンスでございます。また、廃校については、高免小の例がございますので、私どもも今後、研究していきたいと思っております。

委員 難しいところなんですけれども、休校とすると、いつでも復校できるような準備をする、メンテナンスをするということを目指すと思うんですね。おっしゃるように、10年とか20年とか考えた場合に、そういう道筋も考えないと、いつまでも置いておいてはどうかという気はします。そこは私見ですけど。

教育長 大事な視点だと思いますので、また、今後、研究していきたいと思えます。

事務局（教育部長） 黒神中学校には、来年度、生徒がいなくなりますけれども、現在、黒神小の5年生が再来年度、入学する学年に相当するという状況であります。

委員 施設管理のことを伺いたいですけど、休校中の管理というのは、特別にされることはあるんでしょうか。それと、休校中は、地元の人たちの利用というのは可能なんですか。それとも、閉鎖という感じでしょうか。

教育長 施設課長は、いませんが。一般論として、総務課長お願いします。

事務局（総務課長） 学校には建物があり、中には貴重品もありますし、そういった意味では、機械警備ということで警備はしていきますし、例えば電気、水道、ガス、そういったものも使えるようにしておかないといけない部分もありますし、そこを定期的にメンテナンスして鍵の管理とか、そういったものも含めて、通常、学校として復校できるためには、通常の管理はしていけないと思っております。具体的なものについては、3月中に学校に行き行って個別に対応をやっていくというふうに考えています。

教育長 ひょっとしたら再来年、学校を再開する可能性も見えていますので、当然、メンテナンス、校庭の草刈りをしっかりするとか、そういったところが危惧されていくんだと思うんですが。校舎の利用とか、その辺は具体的に地域の要望等はまだ聞いておりませんので、そこは、必要によって、協議していかなければと思います。

委員 黒神中学校は、埋没した鳥居の隣ですよ。小学校はどこなんですか。

教育長 小学校は、400メートルぐらい離れていますかね。隣接ではないです。

委員 小、中一緒にしたりということが必要かなと。これから増えるとしても、小学校も中学校も両方必要か、というと、むしろコンパクトにしてコミュニティをうまく活用して、連携したほうが、存続の価値があるのかなと思いました。

教育長 錫山小中も同じ敷地内で、というのがありますし。また、そこも併せて、適正な配置ということでも、考えていかなければいけないと思えます。

教育長 よろしかったでしょうか。それでは、臨第5号議案については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

臨第6号議案 教師の勤務時間の上限に関する指針（鹿児島市版）の策定に関する件
臨第7号議案 鹿児島市立学校における業務改善アクションプランの策定に関する件

原案可決

教育長 次に、臨第6号議案及び臨第7号議案につきましては、関連がございますので、一括して辻学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） それでは、議案綴りの5ページ、臨第6号議案について、ご説明いたします。「教師の勤務時間の上限に関する指針（鹿児島市版）の策定に関する件」についてでございます。資料は、別冊をお配りしております。1枚ものがございますので、よろしくお願いいたします。臨第6号議案別紙になっております。この資料のリード文をご覧ください。ここでは、本指針を策定する経緯につきまして、県教育委員会と国の動きについて説明がしてあるところでございます。次に、「1本指針の対象者」ですが、これは法律による規定を説明しておりまして、本市において、市立小中高等学校に勤務する教育職員を対象とするというようなことが書いてございます。引き続きまして、「2勤務時間の上限の目安時間」ですけれども、(1)は本指針において対象となる勤務時間の考え方でありまして、段落の真ん中あたりにあるんですが、本指針では、勤務時間として具体的には教師等が校内に在籍している在籍時間を対象とすることを基本としておりまして、校外での勤務についても、職務として行う研修などは勤務時間に加える一方で、自己研鑽の時間などは、これを除くものとして算定して、それを総称しまして「在籍等時間」という言葉なのですが、そして本指針の対象とすることとしております。(2)は、上限の目安時間を示してございます。①では、時間外勤務時間の1か月の総時間を45時間を超えないようにすることとしまして、②では、時間外勤務時間の1年間の総時間を360時間を超えないようにするというようなこととございます。この目安の時間なんですけれども、国、県の指針と同じ時間ということになります。(3)ですが、ここには特例的な扱いが示してありまして、今申し上げました、45時間、360時間が原則なんですけれども、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情、昔は、生徒指導の事等を上げておりますが、勤務せざるを得ない場合の時間数の目安などについてが示してあるところであります。なお、ここに示しました指針なんですけれども、今、お手元にある資料のような形で学校には示すつもりでおりますけれども、今後、この指針の(2)と(3)にあたる、1か月45時間、1年360時間という、こういったものとか、特例的な扱いの部分は国の通知を踏まえまして、教育委員会規則に今後位置づけていくこととしております。以上で、「教師の勤務時間の上限に関する指針」の説明を終わります。

事務局（学務課長） 続きまして、議案綴りの6ページ、臨第7号議案について、ご説明いたします。これも別紙資料があるかと思いますが、これは「鹿児島市立学

校における業務改善アクションプランの策定に関する件」でございます。先ほど臨第6号議案で説明申し上げましたが、「教師の勤務時間の上限に関する指針」、これは、その遵守を求めるのみにならないよう在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しとか、適正化、必要な環境整備等の取り組みと併せて実施することが求められているところでございます。そこで、その長時間化を防ぐ具体的な取り組みなどを示したものが、この「鹿児島市立学校における業務改善アクションプラン」ということになります。このアクションプランに基づきまして、学校においては業務改善を推進していくということになります。それでは、その内容について説明いたします。これらの内容につきまして、昨年3月に県が策定しましたアクションプランというのがあるわけですが、これに準ずる形で本市で策定いたしました業務改善方針に沿って本市の学校状況等を踏まえながら、整理しているところでございます。まず、資料1ページをご覧ください。ここでは、策定までの経緯とプラン策定の目的、目標、方策を書いてございます。まず、目的ですが、学校における働き方改革を通じた教育の質の維持・向上としてでございます。あくまでも目的は業務の削減や教師の過度な負担を軽減するにあるのではなく、それを通して、分かりやすい授業を展開するなど、教育活動の充実に資することを目的にしているということでございます。目標は、正規の勤務時間を超える勤務は月45時間以内、年360時間以内、そして、教職員の80%以上が業務改善が進んでいると実感、という2項目でございます。こういったものは県のアクションプランに準じているところでございます。2ページをご覧ください。2ページからは先ほど申し上げました、4つの方策ごとに内容をまとめているところでございます。まず、2ページ上でいきますと、方策1、教職員の意識改革は、教職員一人一人の働き方に関する意識改革や業務改善に対する認識の共有化を図る取り組みでございます。具体的な取り組みとして、全ての学校において、原則として週1回の定時退校日を設定するとか、学校経営目標や学校評価等の項目に業務改善の内容を設定する、などに取り組み教職員の意識改革を図っていくというようなものであります。2ページの下の方、方策2におきましては、学校運営の効果的な取組ということで、教職員一人一人が、働きがいをもって教育活動を展開できる体制整備についての取り組みでございます。具体的な取り組みとしましては、全ての学校におきまして、一部の教職員に業務が偏ることのないように校務分掌の分担を見直すとか、日課表に授業準備の時間を位置付けるなど、勤務時間内に授業準備等の時間を確保する、などに取り組み学校運営を効果的に進められる体制を整えていく、というようなものでございます。次に3ページ、方策3でございますが、学校における勤務環境整備でございます。長時間勤務を是正し、教職員がやりがいをもって働き続けられる環境を整える取り組みでございます。具体的な取り組みとして、全ての学校において、職員室のレイアウトの変更とか、文書整理を行うなど、執務環境を改善するとか、データベースや校内LAN等を活用して、教材の共有化を図り、授業準備等の時間を短縮するなどに取り組み、業務に専念できる環境を整えていく、と

というようなものでございます。そして、4 ページ、方策4、教育委員会による学校サポート体制の充実、学校における業務改善を一層促進するための教育委員会による学校サポート体制の充実の取り組みであります。この項目は、教育委員会としての取り組みとして、2 項目目、各種調査、報告物について、計画期間内に15%の削減目標を設定するとともに、簡便な提出様式や提出方法への見直しに努めるとか、5 項目目でございますが、市教育委員会主催の各種会議や研修会の回数の削減や効率的な運営により、計画期間内に、会議等の年間総時数を20%削減するよう努めるなど、数値目標を設定しまして取り組んで、学校の業務改善を教育委員会としてサポートしてまいる、というものでございます。なお、本アクションプランの計画期間としましては、令和2年度から4年度までの3年間としているところでございます。以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、決定していただきますようお願いいたします。

教育長 両議案につきまして説明がございましたが、何か、委員の皆さんからご質疑ございますでしょうか。

委員 今回、ガイドラインから指針に変わることによって、何が具体的に変わるのかということが1つです。それから、今ご説明いただいたアクションプランというのは、今後2年間の進捗管理をどのように行うのかということが2点目です。3点目として、アクションプランを実施するにあたって、実行するうえで難しいと思われる点等を教えていただけますでしょうか。

教育長 はい、以上3点、学務課長、お願いします。

事務局(学務課長) まず、指針にする、規則に位置付けるということについては、これは、法的根拠を持たせるということになります。それから進捗管理についてですが、各学校では、既に県のアクションプランを基にしながら、取り組み方向は、市のものも同じ方向でございますので、そういったものを目標を立てまして取り組んでおりますので、それについては、教育委員会のほうでも状況を確認しながら学校とともに進めている、ということでございます。難しいものにつきましては、小・中・高、様々な学校がございまして、例えば、極小規模校の学校もありますし、非常に大きな学校もあつたり、小学校、中学校、高校でそれぞれございますので、学校の実態によって難しい面というのはあるのかな、と捉えているところでございます。以上です。

教育長 規模についての意見、答えが中心でしたけど。小栗委員、どうぞ、続けてください。

委員 法的根拠を持たせることによって、運営する側がもっと積極的にできるのか、それとも、きちんと進捗管理を適切にやっつけていかなきゃいけないという拘束力が加わるのか、そこをもう少し具体的に教えていただけると有難いです。

事務局(学務課長) これまでも45時間、360時間という、他の業種についても、この時間は使用されているわけですがけれども。法的根拠を持たせることによって、この45時間とか360時間が単なる努力目標に終わらないといえますか、そういったところでは意識もそうですし、学校を運営する校長にとりましても、しっかりした根拠の元に進めていくという、そういったものが今後、影響とい

いますか、あるのではないかというふうに考えます。

委員 今年度から、もう既に走っているわけですか。

事務局（学務課長） これにつきましては、令和2年度の4月からスタートということになります。

教育長 先ほどあったように、業務改善アクションプランは、県の方が先に示していますので、これに準ずる形で、下地はできているという環境はございますけれども、市としてのプランは、今からということでございます。

委員 現場の感覚でいうと、日常的に不合理だったり非効率な部分が改善されていくということに、今回示されたアクションプランの意味があるのかなと感じますが、その場合、進捗管理をするときに、こういったものやっても、やる人はやるし、やらない人はやらない、ということがあると思うんですね。業務の偏りをなくすという部分なんですけれども、そういう意味では、この表にあるように改善されたという実感を持てることは凄く大事だと思いますので、進捗管理をするときは、個人ではどうにもならないような仕組みとか、そういったものがどういう風に改善されているのかということをチェックしていくようなことで、今後上手く改善が繋がれば良いと思います。

教育長 はい、ありがとうございます。

教育長 それでは、他になければ、臨第6号議案及び臨第7号議案につきましては、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

臨第8号議案 学校の部活動等の方針の策定に関する件

原案可決

教育長 次に、臨第8号議案につきまして、竹之下保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） 議案綴りの7ページをお開きください。臨第8号議案「学校の部活動等の方針の策定に関する件」について、説明いたします。別冊の資料に沿って説明いたしますので、ご覧ください。初めに、部活動は、学校教育の一環として行われており、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい一方、少子化の進展や長時間練習のリスク、そして教職員の部活動に係る勤務状況などの課題もございます。抜本的な改革が必要となっているところでございます。このようなことから、国においてガイドラインが策定され、一定の方向性が示されるとともに、各自治体においても方針の策定が求められたものがございます。2ページをお開きください。本方針は、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドライン並びに県が策定した部活動の方針等を踏まえ、策定したものです。本市においては、学校、医療、スポーツ団体、PTAの代表者から

なる委員会を設置し、検討を行ってまいりました。生徒にとって望ましいスポーツ及び芸術文化等の環境を構築することや、部活動に係る教職員の負担軽減を図ることを目指し、五つの視点から教育委員会が学校、部活動の指導者が取り組むべきことを示しております。また、小学校の金管バンド等についても適用すること、高等学校については、多様な教育が行われていることに留意し、原則として適用することとしております。3ページをお開きください。(1)のイ、各学校においては、今後、本方針に則り、学校の方針を策定し、ホームページ等で公表することとしております。(2)のア、本市では、市の単独事業として「鹿児島市立中・高等学校運動部活動活性化事業」を実施しており、特に競技経験のない部活動顧問の負担軽減に繋がっているものと考えております。これにつきましては、今後も推進していくということでございます。4ページをお開きください。体罰やハラスメントの根絶等、適切な指導について示しております。5ページをお開きください。部活動の休養日は、国及び県の考え方に準じ、週当たり2日以上とすること。また、活動時間は平日は2時間程度、休業日は3時間程度とすることとしております。6ページをお開きください。生徒のニーズを踏まえた環境整備について、複数校合同チームや設置していない部活動の大会等への参加について示しております。最後に、7ページをお開きください。参加する大会等につきましては、本市の状況等も踏まえ、最大年9回程度とする上限目安を定めております。以上で説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

教育長 　ただ今の説明について、委員の皆さんから何か、ご質疑ございますでしょうか。

委員 　これは、在校等時間に入るんですか。

教育長 　部活動の指導時間は。

事務局（保健体育課長） 　はい、入ります。

教育長 　休業日3時間の報酬が出る部分については、入らないんじゃないですか。

事務局（保健体育課長） 　そこは、確認したいと思います。3ページの、休業日に3時間勤務、指導した場合は、別途、報酬が支払われるという特別な措置がありますが、そこを含むか含まないかについては、また、確認をしたいと思います。

教育長 　当然、費用が出ている分は。

事務局（保健体育課長） 　入らないんじゃないかと思いますが、そこは確認してみます。

教育長 　この3時間を県が示した時に、県は今まで4時間だったら出すということでしたが、県も自分たちの方針を変えたときに、この報酬も3時間で単価を決めております。

委員 　多分、そういう理解だと思います。3時間は入らないということだと。唯一、残業として付くのは、ここですよね。あと、突発で何か出たときは、考えなければいけませんけれども。ルーティン的に出てくる可能性があるのは、この休日3時間ですよね。

教育長 　そうですね。

教育長 他に、皆さん、ありますでしょうか。

委員 今後、校長先生がこれに基づいて、各校で指針を作っていくということだったのですが、この方針自体の当事者といいますか、部活の指導者も関わるし、生徒たちも関わるということで、この指針を作ることによって、これを見て内容を把握する必要がある人というのは誰になるのでしょうか。

事務局（保健体育課長） 現在、各学校においては、既に方針ということで部活動の一定のルールを作っております。例えば、この時期は何時から何時までにするとか、どういう形で入部届をするとか、大会参加や回数等についても、その辺りにつきましては、現在、学校の中でしっかり協議を行われたうえで、保護者、入部している子ども達に示しているところでありますが、今回、市の方針が出来たということで、各学校においてはホームページ等でも紹介して、しっかりと、うちの学校の方針はこうだ、ということを示しているということです。

委員 そうすると、今、既に公開しているものを、少し修正するというのでしょうか。公開するときに、それは誰に向けた情報なのでしょうか。各学校で、今あるものに置き換わるものなのか、それを修正するものなのか。

教育長 方針の拘束力というか、効力というか。置き換えるものか、小栗委員の表現でいうと、それが一番分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局（保健体育課長） 私どものイメージとしては、大きな変更というのはあまりないのかと思いますので、これまで通りのものを、例えば数値的などところを今回、初めて示しましたので、9回とかですね。この辺りに合わせていただいて、各学校の子ども達や保護者に示していただくということを考えております。

教育長 学校の状況においては格差がありますので、そういったところはこの指針に沿った形の方法で暫時、改善していただく必要性は当然あるかと思っております。

委員 6ページに、地域等との連携とありますが、これは望ましいやり方で、これまでも話をさせていただきましたが、このように書くことは大事なんですけど、逆に、書いてしまうことで大変になることは、外部から入った指導者が何か問題を起こしたときに、誰に責任が出てくるのか、あるいは、教員が外部に任せて帰った場合に、その後に起きた事故はどのようになるのか、これから様々な問題が出てくるはずなんです。ですから、総論としては、こういう方向に行くんですけども、そこを事前にチェックしながら進めていって、色んなところが勝手に走り出したりしないようにしたほうが良いと思います。逆にそういうところで、必ず問題がでてくるような気がするんですね。私は、結果的にどんなことがあっても、生徒が関与して、そこで何かあったトラブルは全部結果的に学校の管理責任を問われてくるんじゃないかという気がするんです。そうした時に、顧問の先生だとか、あるいは、学校全体に大きな問題にならないようにしなければならない。今でも、こういうところの訴訟案件が結構出てますよ。今、それが、更に外部を入れたことによって、訴訟の案件が出てくる可能性があるし、複雑になってくると思います。是非、ここのところは、今後、慎重に、上手く見ながら、あまり加速させないようにチェックをしながら

ら進めていただきたいと思います。総論としては、教員の負荷を下げていって、部活動に地域を巻き込んでやっていくというのは理想ですし、欧米では主流なんですけれども、日本では、今までずっと教員が主体になってやっていたので、親も教員の監督の下で全部やっているんだと。だから、問題があったら学校だというふうになっている風潮があるわけですね。そこのところをぜひ慎重に勉強しながら進めていただきたいと思います。

教育長 はい、貴重なご意見として承りたいと思います。他、よろしかったでしょうか。

教育長 それでは、臨第8号議案につきまして、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ありがとうございます。ご意見をいただきながら、慎重に学校の方と状況を把握していきたいと思います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項

(2) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について

教育長 それでは、報告事項(2)につきまして、久保田美術館副館長、説明をお願いいたします。

事務局(美術館副館長) 別紙の報告事項関係資料(2)をご覧ください。「鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について」概要を説明申し上げます。1の購入美術品は、①新納忠之介(にいろ ちゅうのすけ)の彫刻1点と、②曾宮一念(そみや いちねん)の素描1点の計2点でございます。2の購入理由でございますが、新納忠之介の《西王母(せいおうぼ)》は、仏像等の修復家としても名高い、本市出身の彫刻家・新納の木造彫刻です。古代中国の女神として知られる西王母をモチーフとしており、美しい曲線と鮮やかな色彩から、新納の優れた技術がうかがえる作品です。購入予定額は、385万円で、東京都中央区の「みずたに美術株式会社」から購入するものでございます。曾宮一念の「黒神(くろかみ)」は、静岡県在住でありながら桜島を愛し、しばしば来鹿していた曾宮が、船上から桜島の黒神地区を描いた木炭画です。昭和36年に当館で開催された「曾宮一念桜島熔岩展」にも出品され、当館とも関連の深い作品です。購入予定額は、11万円で、個人から購入するものでございます。いずれも、美術品収集の基本方針に沿い、コレクションの充実につながるために購入するものでございます。なお、購入にあたりましては、2月20日に美術についての学識経験者からなる美術品選定委員会にお諮りし、当館が購入するにふさわしい作品である旨、答申をいただいているところでございます。2ページ目は、作品の図版でございますので、お目通しを願います。以上で報告を終わります。

教育長 　ただ今の報告につきまして、お聞きになりたいことがありましたら、ご質問
いただければと思います。

委員 　この取得基金というのは、毎年、一定の額が計上されているんですか。

事務局（美術館副館長） 　美術品を取得するための目的で使うお金ということで、基金
が今、3億500万円程ございますけれども、基金が管理されているところで
ございます。

教育長 　一定の金額が予定されていますか、といことについては。

事務局（美術館副館長） 　基金は、会計年度とか何もないので、ずっと3億いくらのま
まで、保ち続けているお金でございます。

事務局（管理部長） 　今、3億いくらと言いましたけれども、3億いくらの基金から3
百何十万のお金が一時出ます。その、買った物が、物として基金の中に入っ
ているんですけれども、それだと、基金の現金部分は減りますので、中の会計上
の処理なんですけれども、一般会計からその分を現金と仏像を換えて、お金で
基金に戻っていきますので。買い戻しとっています。そういうことで、基金
自体は、一定の額が常に維持されている、というような仕組みでございます。

教育長 　何を買うのか。出てくるものによって時には、1億円になるかもしれないし、
何千万円になるかは、その美術品の価値によって差が出てくるということは、
予測不可能な部分がございます。

教育長 　よろしかったでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 　それでは、次に、報告事項（3）、主な行事につきまして、小倉管理部長、
説明をお願いいたします。

事務局（管理部長） 　はい。議案綴りの11ページをお願いいたします。（3）、先ほど、
少し冒頭で、教育部長から説明がございましたが、市立小・中学校、玉龍中学
校を含めまして、ご覧の日程で卒業式を予定しております。以上です。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 　それでは、最後に、事務局のほうから何かありますか。

事務局 　それでは、次回の日程をご案内いたします。次回の定例会につきましては、
3月23日、月曜日の16時からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 　それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】